



平成 26 年 3 月 11 日  
内閣府（防災担当）

平成 25 年台風第 18 号災害に係る  
被災者生活再建支援法の適用等について（京都府）

平成 25 年台風第 18 号に係る被災者生活再建支援法の適用等について、  
京都府から別紙のとおり報告がありましたのでお知らせいたします。

本件問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（被災者行政担当）付  
杉山、外山

TEL 03-5253-2111（内線51816）  
03-3501-5191（直通）

# 平成25年台風第18号災害に係る 被災者生活再建支援法の適用取消について

平成26年3月11日  
京都府防災・原子力安全課  
前川理事 075-414-5610  
西村福課長 075-414-4472

京都府では、平成25年台風第18号災害により、京都市に対して被災者生活再建支援法を平成25年9月16日付けで適用したところですが、

しかし、その後の調査結果から、同市伏見区小栗栖排水機場周辺における浸水被害は、排水ポンプの操作ミスが原因であるとして、同地域の被害は対象外とされたため、京都市は法の適用基準を満たさなくなりました。

については、京都市に対する同法の適用を本日付けで法適用日に遡って取り消しますので、お知らせします。

## 記

### 1 適用取消の経緯

平成25年9月16日 京都市に被災者生活再建支援法を適用

平成25年11月5日 「小栗栖排水機場周辺における浸水被害検証委員会」(京都市設置)において、小栗栖地域における浸水被害は人為的な操作ミスが原因である旨の報告書が取りまとめられる。

平成26年3月11日 京都市の被災者生活再建法の適用を平成25年9月16日に遡って取り消し

〔小栗栖地域の浸水被害件数は対象外となり、被災者生活再建法の適用基準を下回るため〕

《参考》 適用根拠:被災者生活再建支援法施行令第1条第1号

京都市は人口30万人以上であることから、滅失150世帯以上で該当

※全壊1世帯をもって滅失1世帯、半壊2世帯をもって滅失1世帯、床上浸水3世帯をもって滅失1世帯とみなす。当初は、京都市内における滅失は157.6世帯であったが、小栗栖地域を除くと114.6世帯となり適用基準を満たさない。

市町村	住宅被害(世帯)		
	全壊	半壊	床上浸水
京都市	2	4	461
うち小栗栖地域	0	0	129

↓

京都市	2	4	332
-----	---	---	-----

※住宅被害数は平成25年12月26日17時現在

### 2 被災者への対応

- ・法に基づく支援を予定していた世帯(全壊2世帯)については、京都市が独自に法適用相当支援金を負担予定
- ・小栗栖地域の浸水被害世帯については、京都市が損害を賠償